

意見書：整備計画の審議を終わるに当たって

2010年9月18日

奥西一夫

武庫川流域委員会
松本 誠委員長殿

9月16日の第68回委員会で整備計画の審議を終了しました。私は最終的に作成された整備計画原案(改訂版)および委員会の答申書の内容に十分満足するものですが、整備計画に関する審議の中で十分議論できなかった事項について包括的な意見表明をしておきたいと思えます。

1. 整備目標の位置づけについて

原案で戦後最大規模の洪水への対応が必要であるとしていること、および、整備計画の実施が喫緊の課題であることについて、全く異議はない。しかし、税金を使った事業の実施に当たっては納税者が納得できるものであることが必要であり、喫緊の課題であることに加えて事業の経済効果についても説得力があることが望ましい。事業の経済効果は事業を行わなかった場合の被害の見積もり額に等しいが、それは被害が軽減される洪水の発生確率(それを引き起こすような降雨の発生確率ではないことに注意されたい)と被害軽減額の積に等しい。洪水の規模は単一ではないが、被害軽減が最も期待されるのは目標規模の洪水であるから、目標流量の発生確率は、整備目標の位置づけにおいて極めて重要である。

これについては整備計画原案には記載されなかったが、これを求めるための基礎資料は県当局に保存されているので、必要ならいつでも算定をおこなうことができる。ちなみに私の概算では、既に述べているように、約60年に1度の確率である。

2. 河川管理から流域管理へのパラダイム転換

河川のみ限定した管理は極めて不十分であり、流域管理へのパラダイム転換が必要であることは、1930年代に米国で提唱され、1960年代には国際的な共通認識となり、1997年の河川法改正にも不十分ながら反映されている。例えば「流域委員会」という名称もその現れである。

本流域委員会では流域一貫という考えが各委員から強調され、整備計画原案では武庫川の法定河川区域を整備計画の対象とすることが明記されている。また、整備計画の実施に当たって流域連携を重視している。これは、他の多くの河川の整備計画や工事实施基本計画において、専ら治水基準点の河道に配分される洪水流量を安全に流すことを整備目標にし、河川管理者の行為だけを計画の対象にしていることとは対蹠的である。しかし、武庫川の水を涵養しているのは武庫川の流域であり、河道だけで武庫川は存立しているわけではない。また武庫川の流域住民にとって、武庫川の環境は決して武庫川の河道内に留まるものではない。そして武庫川の水を利用する利水行為は専ら武庫川の河道外である。したがって、河川法に明記されているように、治水、利水、環境の3つの要素を総合的に考えて行くに当たっては、河道だけでなく流域全体に目を向ける必要がある。

この点に関連して、まもなく刊行される武庫川づくりと流域連携を進める会の「武庫川ガイドブック」が広く活用されることを期待したい。

3. 環境について

現行河川法では「環境」を特殊な、狭い意味でとらえているようである。流域管理の考えに則るならば、河川に関わる環境は単に河川環境ではなく、河川環境を含む流域環境でなくてはならない。そしてまた、人間の生存に関わる環境問題をも含んだものである。そうすると、河川に関わる環境の問題は必然的に治水と利水に関わる流域住民の要求とその実現手段をも含んだものでなくてはならない。環境は決して治水、利水の次にある添え物ではないのである。

原稿の河川法の規定は、人間の生存環境に関して、特殊で個別的な要素(例えば洪水に対する安全性、水を利用する権利、水環境を享受する権利)について、他と切り離された形で個別に取り扱っている。しかしこれらは互いに関連しあっているものであり、河川と流域にまたがって、地理的にもシームレスにつながっているものである。このような考え方は、21世紀後半には国民の大多数が認めるパラダイムになっており、河川法もそれに従って改正されているであろうと、私は予測する。

今回審議された武庫川水系河川整備計画は決して自己完結的なものではなく、治水、利水、環境に関

する流域住民の要求に応える総合的な治水を実現して行くためには今後検討すべき課題が多いことを、整備計画原案でも明らかにしている。それぞれの課題に関しては、現行の河川法の枠組みの中で検討し、解決することもでき、それは必要なことであるが、これから実施される 20 年間の河川整備が終了した後は、新しいパラダイムにもとづいた検討が必要であることも、以上のことから明らかである。したがって、その次のステップとして現行の河川整備計画の直線的延長（例えば目標流量だけを大きくしてそれへの対応を内容とする）を想定することは不適當であることを指摘しておきたい。